

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増	協議により定める	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外の事項	○	
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象)に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
資金調達	市から指定管理者への支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(100万円未満の小規模なもの)		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(上記以外)	協議により定める	
資料・展示品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議のうえ決定します。

別記 3

指定管理者に係る個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、管理の業務を行うために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、管理の業務を行うために個人情報を取得するときは、当該管理の業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、管理の業務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理の業務を行うために取扱う個人情報を当該管理の業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、管理のために取扱う個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、管理の業務を行うために取扱う個人情報の適切な管理が図れるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写または複製の禁止

乙は、管理の業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、または複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、管理の業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、業務完了（業務停止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、管理の業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前期1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、管理の業務を行うために取扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10 指示

甲は、乙が管理の業務を行うために取扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第11 事故報告

乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は恐れがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

管理の業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとする。

第13 名称等の公表

甲は、乙がこの協定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- ① 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき
- ② 第4の規定に違反し目的以外の利用又は提供をしたとき。
- ③ 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又は棄損したとき。
- ④ ①から③までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- ⑤ ①から④までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。